

令和3年度 教育訓練の概要



静岡県消防学校 Shizuoka Prefecture Fire and Disaster Management Academy

〒424-0211

静岡市清水区谷津町1丁目577-1

【TEL】054(369)1190

【e-mail】fd-school-kyomu@pref.shizuoka.lg.jp

校訓

規律の厳守

技術の練磨

体力気力の練成

目 次

| | | |
|------|----------------------------|-------|
| 第1 | 教育訓練実施計画 | |
| 1 | 基本方針 | 1 |
| 2 | 教育訓練の充実 | 1 |
| 3 | 重点目標 | 1～2 |
| 4 | 実施計画表・月別表・日程表 | 3～5 |
| 第2 | 教育訓練実施要領 | |
| 1 | 消防職員教育 | |
| (1) | 初任教育 初任科 (第92期) 4月 | 6 |
| (2) | 幹部教育 初級幹部科 (第23期) 10月 | 7 |
| (3) | 幹部教育 中級幹部科 (第35期) 11月 | 8 |
| (4) | 幹部教育 上級幹部科 (第20期) 9月 | 9 |
| (5) | 専科教育 警防科 (第16期) 12月 | 10 |
| (6) | 専科教育 予防査察・危険物科 (第6期) 3月 | 11 |
| (7) | 専科教育 火災調査科 (第46期) 12月 | 12 |
| (8) | 専科教育 救急科 (第31期) 1月 | 13 |
| (9) | 専科教育 救助科 (第38期) 10月 | 14 |
| (10) | 特別教育 水難救助科 (第29期) 6月 | 15 |
| (11) | 特別教育 潜水土試験対策講習 (第17回) 10月 | 16 |
| (12) | 特別教育 処置拡大追加講習 (第7回) 11月 | 17 |
| (13) | 特別教育 女性消防吏員講習 (第4回) 11月 | 18 |
| (14) | 特別教育 指令センター員講習 (第4回) 1月 | 19 |
| (15) | 特別教育 実践的大規模災害対応講習 (第4回) 2月 | 20 |
| 2 | 消防団員教育 | |
| (1) | 幹部教育 初級幹部科 (第13期) 12月 | 21 |
| (2) | 幹部教育 指揮幹部科現場指揮課程 (第8期) 10月 | 22 |
| (3) | 幹部教育 指揮幹部科分団指揮課程 (第7期) 12月 | 23 |
| (4) | 専科教育 警防科 (第16期) 3月 | 24 |
| (5) | 特別教育 災害対策講習 (第18回) 2月 | 25 |
| (6) | 特別教育 女性消防団員研修会 (第4回) 7月 | 26 |
| 3 | 入校・受講時携行品一覧表 | 27～28 |
| 4 | 日課 | 29 |
| 第3 | 入校・受講手続要領 | |
| 1 | 入校・受講手続き | 30 |
| 2 | 入校者への周知 | 30～31 |
| 3 | 入校・受講関係書類提出上の注意事項 | 31～32 |
| (1) | 入校・受講手続一覧表 (別紙1) | 33 |
| (2) | 入校・受講経費一覧表 (別紙2) | 34 |
| 第4 | 入校関係書類 | |
| 1 | 入校推薦書 (様式第1号) | 35～36 |
| 2 | 入校推薦書 (消防団員用) (様式第1号の2) | 37～38 |
| 3 | 身上調書 (様式第2号) | 39～40 |
| 4 | 意見書 (様式第3号) | 41 |
| 5 | 入校辞退届 (様式第7号) | 42 |
| 6 | 入校辞退者・入校決定者の変更申請 (様式第7号の3) | 43 |
| 7 | 退校届 (様式第11号) | 44 |
| 8 | 通学届 | 45 |
| 9 | 初任科支給品サイズ調査表 | 46～47 |
| 第5 | 令和元年度教育訓練実績 | 48～49 |

第 1

教育訓練実施計画

1 基本方針

『消防学校の教育訓練の基準』（平成 15 年消防庁告示第 3 号）に基づき、静岡県消防学校の教育訓練は、消防職員及び消防団員に対して、消防の責務を正しく認識させるとともに、社会情勢の変化及び技術の進歩に的確に対応するため、県民から期待される水準において消防事業（災害活動・消防事務）を適切、公正、安全かつ能率的に遂行することができるよう、消防に関する知識及び技能を効率的に習得させ、学術・技術の練磨、体力・気力の練成、規律の保持、協同精神の涵養を図り、即応態勢が取れる人材の育成を目的とする。

また、災害に強い安全・安心な地域社会を作るため、消防職団員の教育訓練に支障のない範囲で消防職団員以外の者に対する教育訓練を行い、防火・防災意識の高揚を図るとともに、災害時に的確に対処できる基礎知識の付与に努める。

2 教育訓練の充実

静岡県消防学校の「教育訓練指針（中期教育ビジョン）」（平成 28 年度策定）の実践と検証により、教育訓練の改善に取り組み、消防学校における教育訓練の更なる充実を図る。

3 重点目標

(1) 消防職員教育

ア 初任教育

- (ア) 消防職員として必要な使命感と協同精神の涵養及び規律の厳守
- (イ) 社会情勢に即応できる消防職員に必要な基礎的な知識と技術の習得・練磨
- (ウ) 体力と気力の練成及び迅速な行動力の習得

イ 幹部教育

- (ア) 幹部にふさわしい人格、識見の涵養
- (イ) 消防行政全般の高度な知識の習得及び災害対応力・安全管理能力の向上
- (ウ) 消防業務に必要な高度な企画力と部下育成に必要な指導力の習得

ウ 専科教育

- (ア) 社会の変遷に即応できる高度で専門的な知識と技術の習得
- (イ) 活力ある組織づくりの原動力となり得る専門リーダーとしての資質の向上

エ 特別教育

- (ア) 技術の進歩や社会情勢の変化等に応じた知識と技術の習得
- (イ) 資格取得に必要な知識と技術の習得
- (ウ) 消防活動要領と安全管理に関する知識の習得

(2) 消防団員教育

ア 幹部教育

- (ア) 幹部にふさわしい人格、識見の涵養
- (イ) 大規模災害時における指揮者としての職責の認識と指揮能力の習得

イ 専科教育

- (ア) 社会の変遷に対応するために必要な専門的な知識と技術の習得

(イ) 地域防災力強化のための教育訓練技法の習得

ウ 特別教育

(ア) 災害から地域住民を守る使命感と責任感の涵養

(イ) 消防活動や地域防災に関する知識と技術の習得

(ウ) 団員を教育する指導者として必要な知識と技術の習得

(3) 防災関係者等教育

ア 防火及び防災に関する知識、技術の習得と意識の高揚

イ 自衛消防及び自主防災組織に関する活動の重要性の認識と知識、技術の習得

ウ 事業所又は地域における防災教育の指導者として必要な知識と技術の習得

4 実施計画表

| 区分 | 教育訓練の種別 | 実施年月日 | 入校・受講者資格 | 到達目標 | 参照頁 |
|--------|---------|-----------------------|--|--|---|
| 消防職員教育 | 初任教育 | 4/6 (火) ～ 9/24 (金) | 新たに消防職員に採用された者(未受講者を含む。) | 服務義務等、消防業務全般を理解し、警防隊員として基本的な安全管理と下命に基づく基本的活動ができること。 | 6 |
| | 幹部教育 | 10/18 (月) ～ 10/29 (金) | 原則として消防司令補の階級にある者又は消防士長の階級で部隊の長にある者 | 初級幹部としての責務を自覚するとともに、部下を指導できること。また、災害現場において、災害状況全般の把握及び迅速な意思決定に基づき、的確な安全管理と下命ができる能力を習得すること。 | 7 |
| | | 11/2 (火) ～ 11/12 (金) | 原則として消防司令の階級にある者又は消防司令補の階級で管理を職務とする者 | 中級幹部としての責任、立場を理解するとともに、組織管理、社会動向等を理解し、災害等に対する的確な指揮及び対応ができること。 | 8 |
| | | 9/29 (木) ～ 10/1 (金) | 署長等の管理監督者で、原則として消防司令長以上の階級にある者 | 管理監督者としての知識及び能力を高めるとともに、社会情勢を的確に把握し、大局的見地に立った組織の管理能力を備えること。 | 9 |
| | | 12/9 (木) ～ 12/24 (金) | 警防活動に従事者で、原則として消防士長又は消防司令補の階級で隊長クラスにある者 | 警防活動に関する専門知識及び的確な活動要領を習得するとともに、現場指揮能力を備えること。 | 10 |
| | | 3/2 (木) ～ 3/18 (金) | 予防若しくは査察業務従事者又は危険物業務従事者若しくは予定者で、原則として消防士長以上の階級にある者 | 査察、危険物行政の現状・課題を理解し、的確な査察要領の習得、違反対象物に対する是正指導ができること。また、危険物業務に関する専門的な知識及び技術を習得すること。 | 11 |
| | | 12/13 (月) ～ 12/24 (金) | 火災調査業務従事者又は予定者で、原則として消防士長以上の階級にある者 | 火災調査制度を理解し、原因調査、鑑識等専門的知識と文書実務能力を習得すること。 | 12 |
| | | 1/11 (火) ～ 3/3 (木) | 新規救急業務従事予定者で、原則として初任科修了後3年以上経過した者(3年未満であった場合も配置等でやむを得ないときは、事前に調整する。) | 救急の基礎的知識と応急処置に必要な専門的知識・技能を習得し、救急器具等の取扱いに精通すること。 | 13 |
| | | 10/4 (月) ～ 10/29 (金) | 救助業務従事者 | 専門的知識と高度な技能・技術を備え、安全確保のもとで応用力を発揮できること。 | 14 |
| | | 6/29 (火) ～ 7/16 (金) | 水難救助業務従事予定者又は従事経験の少ない者 | 水難救助業務における基本的な救助技術を理解し、潜水等に必要知識・技術を習得すること。 | 15 |
| | 消防団員教育 | | 10/1 (金) | 原則として水難救助業務従事予定者 | 水難救助業務に必要な潜水士試験の免状取得が可能知識を習得すること。 |
| | | 11/30 (火) ～ 12/3 (金) | 救命救命士で平成26年以前に国家資格を取得した者 | 心動機停止時の重傷傷病者に対する心肺蘇生法及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのアドラド溶液の投与ができる知識技能を習得すること。 | 17 |
| | | 11/24 (水) ～ 11/26 (金) | 女性消防吏員 | 女性消防吏員としてのキャリア形成を考え、職域拡大等を目的とした知識及び能力を習得すること。 | 18 |
| | | 1/18 (火) ～ 1/21 (金) | 消防指令センター業務の従事者及び予定者 | 119入電時における専門的知識(救急等)及び技術を習得すること。 | 19 |
| | | 2/8 (火) ～ 2/10 (木) | 原則として警防業務従事者 緊急消防援助隊の隊員又はその予定者 | 大規模災害発生時において必要な、精細収集能力及び指揮能力を習得するとともに、的確な安全管理の下、円滑に活動ができる専門的知識・技術を習得すること。 | 20 |
| | | 12/18 (土) ～ 12/19 (日) | 原則として班長の階級にある者 | 消防団初級幹部としての職務を認識し、消防団の運営に必要な規律、災害活動要領、安全管理能力を習得すること。 | 21 |
| | | 10/2 (土) ～ 10/3 (日) | 原則として班長以上の階級にある者 | 大規模災害発生時における現場指揮者として、火災防ぎ、警に係る的確な現場指揮及び安全管理の知識・技術を習得するとともに、自主防災組織等に対して防災指導を遂行できる能力を備えること。 | 22 |
| | | 12/11 (土) ～ 12/12 (日) | 原則として部長以上の階級にある者 | 分団の指揮者としての職責を自覚し、消防団の運営に必要な組織制度、災害対応要領、安全管理を深く理解し、分団の管理運営及び現場活動の在り方を理解すること。 | 23 |
| | | 3/5 (土) ～ 3/6 (日) | 団員として概ね3年以上の経験を有する者 | 火災防ぎに関する専門的知識及び行動原則を理解し、災害現場において中核的な活動を遂行できること。 | 24 |
| | | 2/20 (日) | 一般消防団員 | 大規模災害対策の中心となる消防団員の心構えと災害時の専門的知識、行動等を認識、体験すること。 | 25 |
| 消防団員教育 | | | 7/11 (日) | 女性消防団員 | 消防団員の心構えと災害時の専門的知識を習得するとともに住民や自主防災組織に対して防災指導を遂行できる能力を備えること。 |
| | | 6/13 (日) | (公財)静岡県消防協会各支部の消防訓練指導員 | (公財)静岡県消防協会各支部の消防訓練指導員の業法技術向上を図る。 | - |
| | | 3/12 (土) ～ 3/13 (日) | 希望者(応募のあった県民で原則として小学生と父母等)・消防士(消防職員)志望の方 | 県民の日のイベントとして、消防学校での各種体験を通じて広く消防防災への理解を深める。 | - |
| | | 8/20 (金) | 県新規採用職員 | 大規模災害対策の中心となる県職員の間構えと災害時における規律ある行動の必要性等を体験を通して理解すること。 | - |
| | | 10/6 (水) ～ 10/8 (金) | 県女性防火クラブ連絡協議会会員等 | 民間の防火関係団体の指導的な立場にある者として災害時の対応行動等を体験を通じて理解すること。 | - |

(注) 1 初任科第32期について

- 1) 7月12日(月)～7月16日(金)を実施研修とする。
- 2) 8月16日(月)、17日(火)及び23日(月)の3日間を夏季休暇とする。
- 3) 4月29日(木)の「昭和の日」は4月30日(金)を、9月20日(月)の「敬老の日」は9月27日(月)を、9月28日(火)を代休日とする。
- 2 中級幹部科第35期について、11月3日(水)の「文化の日」は11月5日(金)を代休日とする。
- 3 救急科第31期について、2月23日(水)の「天皇誕生日」は2月25日(金)を代休日とする。

月 別 表

| 区分 | 教育訓練の種別 | 実施年月日 | 令和3年 | | | | | | | 令和4年 | | | | | | |
|-------------|-------------------------|-----------------------|----------|----|----|----|----|----|-----|------|-----|----|----|----|---|---|
| | | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | |
| 消防職員教育 | 初任科 | 4/6 (火) ~ 9/24 (金) | ← | | | | | | | | | | | | | |
| | 水難救助科 | 6/29 (火) ~ 7/16 (金) | | | ↔ | | | | | | | | | | | |
| | 上級幹部科 | 9/29 (水) ~ 10/1 (金) | | | | | | ↔ | | | | | | | | |
| | 潜水士試験対策講習 | 10/1 (金) | | | | | | | | | | | | | | |
| | 救助科 | 10/4 (月) ~ 10/29 (金) | | | | | | | ↔ | | | | | | | |
| | 初級幹部科 | 10/18 (月) ~ 10/29 (金) | | | | | | | | ↔ | | | | | | |
| | 中級幹部科 | 11/2 (火) ~ 11/12 (金) | | | | | | | | | ↔ | | | | | |
| | 女性消防吏員講習 | 11/24 (水) ~ 11/26 (金) | | | | | | | | | | ↔ | | | | |
| | 処置拡大追加講習 | 11/30 (火) ~ 12/3 (金) | | | | | | | | | | | ↔ | | | |
| | 警防科 | 12/9 (木) ~ 12/24 (金) | | | | | | | | | | | | ↔ | | |
| | 火災調査科 | 12/13 (月) ~ 12/24 (金) | | | | | | | | | | | | | ↔ | |
| | 救急科 | 1/11 (火) ~ 3/3 (木) | | | | | | | | | | | | | | ↔ |
| | 指令センター員講習 | 1/18 (火) ~ 1/21 (金) | | | | | | | | | | | | | ↔ | |
| | 実践的大規模災害対応講習 | 2/8 (火) ~ 2/10 (木) | | | | | | | | | | | | | | ↔ |
| | 予防査察・危険物科 | 3/2 (水) ~ 3/18 (金) | | | | | | | | | | | | | | ↔ |
| | 消防団員教育 | 女性消防団員研修会 | 7/11 (日) | | | | | ↔ | | | | | | | | |
| 指揮幹部科現場指揮課程 | | 10/2 (土) ~ 10/3 (日) | | | | | | | | ↔ | | | | | | |
| 指揮幹部科分団指揮課程 | | 12/11 (土) ~ 12/12 (日) | | | | | | | | | | | | | ↔ | |
| 初級幹部科 | | 12/18 (土) ~ 12/19 (日) | | | | | | | | | | | | | ↔ | |
| 災害対策講習 | | 2/20 (日) | | | | | | | | | | | | | | ↔ |
| 警防科 | | 3/5 (土) ~ 3/6 (日) | | | | | | | | | | | | | | ↔ |
| 消防関係者等 | 消防団教育訓練指導員研修 (県消防協会) | 6/13 (日) | | | | | | | | | | | | | | |
| | 「県民の日」消防学校訓練体験 | 3/12 (土) ~ 3/13 (日) | | | | | | | | | | | | | | ↔ |
| | 県新規採用職員研修 | 10/6 (水) ~ 10/8 (金) | | | | | | | | | | | | | ↔ | |
| | 民間防火組織指導者消防学校体験入校 | 未定 | | | | | | | | | | | | | | |

(注) 1 初任科第92期について

- (1) 7月12日(月) ~ 7月16日(金) を実務研修とする。
 - (2) 8月16日(月)、17日(火) 及び23日(月) の3日間を夏季休暇とする。
 - (3) 4月29日(木) の「昭和の日」は4月30日(金) を、9月20日(月) の「敬老の日」は9月27日(月) を、9月23日(木) の「文化の日」は9月28日(火) を、9月28日(火) の「秋分の日」は9月28日(火) を代休日とする。
- 2 中級幹部科第35期について、11月3日(水) の「文化の日」は11月5日(金) を代休日とする。
 - 3 救急科第31期について、2月23日(水) の「天皇誕生日」は2月25日(金) を代休日とする。

日程表

| 月 | 日 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|-----|-------------|-----|-------------|----------------|-------------|---------|-----|----------|----------------|-----|---------------------|----------------|-----------------|----------------|----------------|-------------|---------------------|----------------------|---------------------|----------------|---------------------|----------|---------------------|----------|-----------------|----------------|----------|----------------|---------------------|-------------|---------------------|----------------------|---------------------|----------------|-----------------|----------|---------------------|----------|-----------------|----------------|----------|----------|---------------------|----------|---------------------|-----|---------------------|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| 4 | | | | (土) | 初任科 1 2 3 4 | (土) | 1 2 3 4 | | | | | (日) | 5 6 7 8 9 | (日) | 10 11 12 13 14 | (土) | 15 16 17 18 | (日) | 19 20 21 22 23 24 25 | (土) | 26 27 28 29 30 | (日) | 31 | (土) | 1 2 3 4 | (日) | 5 6 7 8 9 | (土) | 10 11 12 13 14 | (日) | 15 16 17 18 | (土) | 19 20 21 22 23 24 25 | (日) | 26 27 28 29 30 | (土) | 31 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | (土) | 憲法記念日 37 | (日) | みどりの日 38 | (日) | こどもの日 39 | (土) | 40 | (日) | 41 | (土) | 42 43 44 | (日) | 45 | (日) | 46 47 48 49 50 | (土) | 51 52 53 | (日) | 54 55 | (土) | 56 57 58 | (日) | 59 | (土) | 60 61 62 | (日) | 63 64 65 | (土) | 66 67 68 69 70 | (日) | 71 72 73 | (土) | 74 75 76 | (日) | 77 78 | (土) | 79 | (日) | 80 81 82 | (土) | 83 84 85 | (日) | 86 87 88 89 90 | (土) | 91 92 93 | (日) | 94 95 96 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | (土) | 37 | 38 | 39 | 40 | (土) | 41 | (日) | 42 43 44 | (日) | 45 | (日) | 46 47 48 49 50 | (土) | 51 52 53 | (日) | 54 55 | (土) | 56 57 58 | (日) | 59 | (土) | 60 61 62 | (日) | 63 64 65 | (土) | 66 67 68 69 70 | (日) | 71 72 73 | (土) | 74 75 76 | (日) | 77 78 | (土) | 79 | (日) | 80 81 82 | (土) | 83 84 85 | (日) | 86 87 88 89 90 | (土) | 91 92 93 | (日) | 94 95 96 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | (土) | 59 | 60 | 61 | 62 | 63 | 64 | 65 | (日) | 66 67 68 69 70 | (日) | 71 72 73 | (土) | 74 75 76 | (日) | 77 78 | (土) | 79 | (日) | 80 81 82 | (土) | 83 84 85 | (日) | 86 87 88 89 90 | (土) | 91 92 93 | (日) | 94 95 96 | (土) | 97 | (日) | 98 99 | (土) | 100 | (日) | 101 102 103 104 | (土) | 105 106 107 108 109 | (日) | 110 111 112 113 | (土) | 114 115 | (日) | 116 117 118 119 120 | (土) | 121 122 123 124 125 | (日) | 126 127 128 129 130 | (土) | 131 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | (日) | 79 | 80 | 81 | 82 | 83 | 84 | 85 | (日) | 86 87 88 89 90 | (土) | 91 92 93 | (日) | 94 95 96 | (土) | 97 | (日) | 98 99 | (土) | 100 | (日) | 101 102 103 104 | (土) | 105 106 107 108 109 | (日) | 110 111 112 113 | (土) | 114 115 | (日) | 116 117 118 119 120 | (土) | 121 122 123 124 125 | (日) | 126 127 128 129 130 | (土) | 131 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | (土) | 97 | 98 | 99 | (土) | 100 | 101 | 102 | 103 | 104 | (土) | 105 106 107 108 109 | (日) | 110 111 112 113 | (土) | 114 115 | (日) | 116 117 118 119 120 | (土) | 121 122 123 124 125 | (日) | 126 127 128 129 130 | (土) | 131 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | (土) | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | (土) | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 | (土) | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | (土) | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | (土) | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 | 51 | 52 | 53 | 54 | 55 | 56 | 57 | 58 | 59 | 60 | 61 | 62 | 63 | 64 | 65 | 66 | 67 | 68 | 69 | 70 | 71 | 72 | 73 | 74 | 75 | 76 | 77 | 78 | 79 | 80 | 81 | 82 | 83 | 84 | 85 | 86 | 87 | 88 | 89 | 90 | 91 | 92 | 93 | 94 | 95 | 96 | 97 | 98 | 99 | 100 |

第 2

教育訓練実施要領

1 消防職員教育

(1) 初任教育 初任科 (第 92 期)

- 1 教育期間 令和3年4月6日(火)～9月24日(金) 教育日数 114 日
 - (1) 実務研修 7月12日(月)～7月16日(金)
 - (2) 夏季休暇 8月16日(月)、17日(火)及び23日(月)
- 2 入校資格 新たに消防職員に採用された者(未受講者を含む。)
- 3 入校受付 令和3年4月6日(火) 午前8時15分～9時
- 4 教育訓練科目(予定)

| 区分 | 教 科 目 | 時間数 | 区分 | 教 科 目 | 時間数 |
|------|-------------|-----|-------------------|-------------|-----|
| 基礎教育 | 倫理(ハラスメント等) | 5 | 実科訓練 | 訓練礼式 | 48 |
| | 消防法 | 11 | | 消防活動訓練 | 82 |
| | 法学基礎 | 9 | | 救助訓練 | 50 |
| | 消防組織制度 | 9 | | 機器取扱訓練 | 56 |
| | サービスと勤務 | 26 | | 消防活動応用訓練 | 85 |
| | 理化学 | 15 | | 体育 | 49 |
| | 小 計 | 75 | | 小 計 | 370 |
| 実務教育 | 予防広報 | 20 | その他 | 実務研修 | 35 |
| | 危険物 | 10 | | 選択研修(情操含む。) | 40 |
| | 消防用設備 | 12 | | 行事その他 | 69 |
| | 査察(違反処理) | 24 | | 小 計 | 144 |
| | 建築 | 10 | 合 計 | | 801 |
| | 安全管理 | 14 | ※ 効果測定は教科目時間数に含む。 | | |
| | 火災防ぎよ | 26 | | | |
| | 火災調査 | 15 | | | |
| | 救急 | 44 | | | |
| | 消防機械・ポンプ | 10 | | | |
| | 特殊災害と保安 | 10 | | | |
| | 防災 | 17 | | | |
| | 小 計 | 212 | | | |

5 修了式等

- (1) 修了式は、最終日の午前10時から実施する。
- (2) 所定の教科目を修了した者には、修了証書を交付する。
- (3) 修了者の該当消防本部(局)に対して、教育訓練結果通知書(効果測定・体力測定・取得資格)を送付する。

6 その他

- (1) 入校中、乙種4類危険物取扱者試験を受験するので、「31 ページ」2 入校者への周知(6)を参照すること。
- (2) 登下校時はスーツ等を着用し、公共交通機関を利用すること。
- (3) 入校日及び修了日の校内への車両乗り入れは、公用車のみとする。
- (4) 面会は所属長以外厳禁とする。

(2) 幹部教育 初級幹部科 (第23期)

- 1 教育期間 令和3年10月18日(月)～10月29日(金) 教育日数10日
- 2 入校資格 原則とし消防司令補の階級にある者又は消防士長の階級で部隊の長にある者
- 3 入校受付 令和3年10月18日(月) 午前8時30分～9時
- 4 教育訓練科目 (予定)

| 教 科 目 | 時間数 |
|--------------------------|-----|
| 講話 | 1 |
| 訓練礼式 | 1 |
| 消防時事 | 6 |
| 消防財政 | 2 |
| 人事業務管理 (ハラスメント・コンプライアンス) | 12 |
| 安全管理 | 13 |
| 現場指揮 | 18 |
| 事例研究 | 15 |
| 行事その他 | 2 |
| 合 計 | 70 |

5 その他

- (1) 修了者の該当消防本部(局)に対して、修了通知書を送付する。
- (2) 事例研究については別途通知する。
- (3) 登下校時はスーツ等を着用し、公共交通機関を利用すること。
- (4) 入校日及び修了日の校内への車両乗入れは、公用車のみとする。
- (5) 面会は所属長以外厳禁とする。
- (6) 盛夏服は、長袖、ネクタイ及び白手袋を持参すること。

(3) 幹部教育 中級幹部科 (第35期)

- 1 教育期間 令和3年11月2日(火)～11月12日(金) 教育日数8日
- 2 入校資格 原則として消防司令の階級にある者又は消防司令補の階級で管理を職務とする者
- 3 入校受付 令和3年11月2日(火) 午前8時30分～9時
- 4 教育訓練科目(予定)

| 教 科 目 | 時間数 |
|---------------------------|-----|
| 講話 | 1 |
| 訓練礼式 | 1 |
| 消防時事 | 7 |
| 消防財政 | 2 |
| 人事業務管理 (ハラスメント・コンプライアンス等) | 15 |
| 安全管理 | 6 |
| 現場指揮 | 16 |
| 事例研究 | 3 |
| 行事その他 | 5 |
| 合 計 | 56 |

- 5 その他
 - (1) 修了者の該当消防本部(局)に対して、修了通知書を送付する。
 - (2) 事例研究については別途通知する。
 - (3) 登下校時はスーツ等を着用し、公共交通機関を利用すること。
 - (4) 入校日及び修了日の校内への車両乗入れは、公用車のみとする。
 - (5) 面会は所属長以外厳禁とする。

(4) 幹部教育 上級幹部科 (第20期)

- 1 教育期間 令和3年9月29日(水)～10月1日(金) 教育日数3日
- 2 入校資格 署長等の管理監督者で、原則として消防司令長以上の階級にある者
- 3 入校受付 令和3年9月29日(水) 午前8時30分～9時
- 4 教育訓練科目(予定)

| 教 科 目 | 時間数 |
|-------------------|-----|
| 管理職の役割 | 2 |
| 業務管理 (消防行財政、情報政策) | 3 |
| 人事管理 | 3 |
| 危機管理 | 2 |
| 事例研究 | 3 |
| 報道対応 | 3 |
| 訴訟問題と対応 | 3 |
| 行事その他 | 2 |
| 合 計 | 21 |

5 その他

- (1) 修了者の該当消防本部(局)に対して、修了通知書を送付する。
- (2) 事例研究については別途通知する。
- (3) 登下校時はスーツ等を着用し、公共交通機関を利用すること。
- (4) 入校日及び修了日の校内への車両乗入れは、公用車のみとする。
- (5) 盛夏服は長袖を持参すること。

(5) 専科教育 警防科 (第16期)

- 1 教育期間 令和3年12月9日(木)～12月24日(金) 教育日数12日
- 2 入校資格 警防業務従事者で、原則として消防士長又は消防司令補の階級で隊長クラスにある者
- 3 入校受付 令和3年12月9日(木) 午前8時30分～9時
- 4 教育訓練科目(予定)

| 教 科 目 | 時間数 |
|--------------|-----|
| 警防対策 | 11 |
| 消防戦術と安全管理 | 35 |
| 実技訓練(消防活動要領) | 34 |
| 効果測定 | 1 |
| 行事その他 | 3 |
| 合 計 | 84 |

- 5 その他
 - (1) 修了者の該当消防本部(局)に対して、修了通知書を送付する。
 - (2) 登下校時はスーツ等を着用し、公共交通機関を利用すること。
 - (3) 入校日及び修了日の校内への車両乗入れは、公用車のみとする。
 - (4) 面会は所属長以外厳禁とする。

(6) 専科教育 予防査察・危険物科 (第6期)

- 1 教育期間 令和4年3月2日(水)～3月18日(金) 教育日数13日
- 2 入校資格 予防若しくは査察業務従事者又は危険物業務従事者若しくは予定者で、原則として消防士長以上の階級にある者
- 3 入校受付 令和4年3月2日(水) 午前8時30分～9時
- 4 教育訓練科目(予定)

| 教 科 目 | 時間数 |
|------------------|-----|
| 講話 | 1 |
| 予防査察・危険物行政の現状と課題 | 2 |
| 消防同意 | 6 |
| 査察 | 27 |
| 危険物規制 | 21 |
| 危険物化学 | 5 |
| 違反処理 | 11 |
| 査察実習 | 8 |
| 事例研究(査察・危険物) | 5 |
| 効果測定(査察・危険物) | 2 |
| 行事・その他 | 3 |
| 合 計 | 91 |

- 5 その他
 - (1) 修了者の該当消防本部(局)に対して、修了通知書を送付する。
 - (2) 事例研究については別途通知する。
 - (3) 登下校時はスーツ等を着用し、公共交通機関を利用すること。
 - (4) 入校日及び修了日の校内への車両乗入れは、公用車のみとする。
 - (5) 面会は所属長以外厳禁とする。

(7) 専科教育 火災調査科 (第46期)

- 1 教育期間 令和3年12月13日(月)～12月24日(金) 教育日数10日
- 2 入校資格 火災調査業務従事者又は予定者で、原則として消防士長以上の階級にある者
- 3 入校受付 令和3年12月13日(月) 午前8時30分～9時
- 4 教育訓練科目(予定)

| 教 科 目 | 時間数 |
|----------|-----|
| 講話 | 1 |
| 原因調査関係法規 | 6 |
| 原因調査 | 10 |
| 損害調査 | 2 |
| 鑑識(鑑定) | 8 |
| 調査実習 | 18 |
| 調査書類 | 18 |
| 事例研究 | 2 |
| 効果測定 | 1 |
| 行事その他 | 4 |
| 合 計 | 70 |

- 5 その他
 - (1) 修了者の該当消防本部(局)に対して、修了通知書を送付する。
 - (2) 事例研究については別途通知する。
 - (3) 登下校時はスーツ等を着用し、公共交通機関を利用すること。
 - (4) 入校日及び修了日の校内への車両乗入れは、公用車のみとする。
 - (5) 面会は所属長以外厳禁とする。

(8) 専科教育 救急科 (第31期)

- 1 教育期間 令和4年1月11日(火)～3月3日(木) 教育日数36日
- 2 入校資格 新規救急業務従事者で、原則として初任科修了後3年以上経過した者(3年未満であっても配置等でやむを得ないときは、事前に調整する。)
- 3 入校受付 令和4年1月11日(火) 午前8時30分～9時
- 4 教育訓練科目(予定)

| 教 科 目 | 時間数 |
|---------------|-----|
| 救急業務及び救急医学の基礎 | 60 |
| 応急処置の総論 | 49 |
| 病態別応急処置 | 53 |
| 特殊病態別応急処置 | 27 |
| 効果測定 | 2 |
| 実習及び行事 | 61 |
| 合 計 | 252 |

- 5 その他
 - (1) 修了者の該当消防本部(局)に対して、修了通知書を送付する。
 - (2) 登下校時はスーツ等を着用し、公共交通機関を利用すること。
 - (3) 入校日及び修了日の校内への車両乗入れは、公用車のみとする。
 - (4) 面会は所属長以外厳禁とする。

(9) 専科教育 救助科 (第 38 期)

- 1 教育期間 令和3年10月4日(月)～10月29日(金) 教育日数 20 日
- 2 入校資格 救助業務従事者
- 3 入校受付 令和3年10月4日(月) 午前8時30分～9時
- 4 教育訓練科目(予定)

| 教 科 目 | 時間数 |
|----------|-----|
| 講話 | 1 |
| 安全管理 | 15 |
| 災害救助対策 | 14 |
| 救急 | 6 |
| 救助器具取扱訓練 | 10 |
| 救助訓練 | 48 |
| 総合訓練 | 32 |
| 体育 | 4 |
| 事例研究 | 3 |
| 効果測定 | 1 |
| 行事その他 | 6 |
| 合 計 | 140 |

5 その他

- (1) 修了者の該当消防本部(局)に対して、修了通知書を送付する。
- (2) 事例研究については別途通知する。
- (3) 登下校時はスーツ等を着用し、公共交通機関を利用すること。
- (4) 入校日及び修了日の校内への車両乗入れは、公用車のみとする。
- (5) 面会は所属長以外厳禁とする。
- (6) 盛夏服は、長袖、ネクタイ及び白手袋を持参すること。

(10) 特別教育 水難救助科 (第 29 期)

- 1 教育期間 令和3年6月29日(火)～7月16日(金) 教育日数14日
- 2 入校資格 水難救助業務従事予定者又は従事経験の少ない者で、潜水訓練に際し耳抜きが正常に行える者。
- 3 入校受付 令和3年6月29日(火) 午前8時30分～9時
- 4 教育訓練科目(予定)

| 教 科 目 | 時間数 |
|------------|-----|
| 潜水理論 | 5 |
| 潜水計画立案 | 2 |
| 潜水安全管理 | 5 |
| 水難救助対策 | 14 |
| スキンダイビング | 11 |
| スクーバダイビング | 22 |
| 応用訓練 | 7 |
| 総合訓練 | 7 |
| 河川における急流救助 | 14 |
| 事例研究 | 2 |
| 効果測定 | 2 |
| 行事・その他 | 7 |
| 合 計 | 98 |

- 5 その他
 - (1) 修了者の該当消防本部(局)に対して、修了通知書を送付する。
 - (2) 事例研究については別途通知する。
 - (3) 登下校時はスーツ等を着用し、公共交通機関を利用すること。
 - (4) 入校日及び修了日の校内への車両乗入れは、公用車のみとする。
 - (5) 面会は所属長以外厳禁とする。
 - (6) 盛夏服は、長袖、ネクタイ及び白手袋を持参すること。

(11) 特別教育 潜水士試験対策講習（第17回）

- 1 講習期間 令和3年10月1日(金) 教育日数1日
- 2 受講資格 原則として水難救助業務従事予定者
- 3 受講受付 令和3年10月1日(金) 午前8時～8時15分
- 4 教育科目（予定）

| 教 科 目 | 時間数 |
|-------------|-----|
| 関係法令、潜水業務 | 3 |
| 送気、潜行、高気圧障害 | 4 |
| 合 計 | 7 |

5 通学

- (1) 原則として、通学とする。
- (2) 遠方からの通学のため、公共交通機関等が利用できない場合のみ前日の入寮を認める。
- (3) 入寮する学生の消防本部（局）は、あらかじめ連絡すること。
- (4) 入寮を認める学生の負担金については、別途通知する。
- (5) 公用車等により通学させる場合、通学届（様式任意。P45 参照。）を提出すること。

6 その他

- (1) 修了者の該当消防本部（局）に対して、修了通知書を送付する。
- (2) 登下校時はスーツ等を着用し、公共交通機関を利用すること。
- (3) 校内への車両乗り入れは、通学届に基づく公用車等のみとする。

(12) 特別教育 処置拡大追加講習 (第7回)

- 1 教育期間 令和3年11月30日(火)～12月3日(金) 教育日数4日
- 2 受講資格 救急救命士で平成26年度以前に国家資格を取得した者
ただし、平成18年度以前の取得者は、心臓機能停止の状態である傷病者に対する薬剤投与の実施のための講習及び実習を修了した者
- 3 受講受付 令和3年11月30日(火) 午前8時30分～9時
- 4 教育訓練科目(予定)

| 教 科 目 | 時間数 |
|----------------------------------|-----|
| 救急救命処置の変遷、病院前医療における医療倫理 | 1 |
| 糖尿病及び低血糖の病態と治療 | 3 |
| ショックの病態と治療 | 4 |
| メディカルコントロールと救急救命処置 | 1 |
| 血糖測定に関する基本的手技 | 3 |
| 静脈路確保と輸液に関する基本的手技 | 1 |
| 血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与のシナリオ訓練 | 7 |
| 心肺機能停止前の静脈路確保と輸液のシナリオ訓練 ※実技試験を含む | 6 |
| 効果測定(筆記試験) | 1 |
| 行事・その他 | 1 |
| 合 計 | 28 |

5 講習修了証等

- (1) 所定の教科目を修了し、筆記及び実技試験に合格した者には、講習修了証を交付する。
- (2) 不合格者は、次回の講習で該当する科目を受験した上で再度試験を受験し、合格した場合は講習修了証を交付する。

6 薬剤投与資格証明

「薬剤投与資格証明」については、下記の条件による提出とする。

- (1) 第29回以前の国家試験合格者は「薬剤投与認定書」の写し(A4)
- (2) 第30回(平成19年度)以後の救急救命士国家試験を合格している者は、「救命士免許」及び研修所や専門学校等の「卒業証書」それぞれの写し(A4)

7 その他

- (1) 修了者の該当消防本部(局)に対して、修了通知書を送付する。
- (2) 登下校時はスーツ等を着用し、公共交通機関を利用すること。
- (3) 入校日及び修了日の校内への車両乗り入れは、公用車のみとする。
- (4) 面会は所属長以外厳禁とする。

(13) 特別教育 女性消防吏員講習（第4回）

- 1 教育期間 令和3年11月24日(水)～11月26日(金) 教育日数3日
- 2 入校資格 女性消防吏員
- 3 入校受付 令和3年11月24日(水) 午前8時30分～9時
- 4 教育訓練科目(予定)

| 教 科 目 | 時間数 |
|--------|-----|
| 消防時事 | 3 |
| 消防財政 | 1 |
| 人事業務管理 | 5 |
| 健康管理 | 1 |
| 安全管理 | 3 |
| 火災防ぎよ | 4 |
| 事例研究 | 2 |
| 行事・その他 | 2 |
| 合 計 | 21 |

5 その他

- (1) 修了者の該当消防本部(局)に対して、修了通知書を送付する。
- (2) 事例研究については別途通知する。
- (3) 登下校時はスーツ等を着用し、公共交通機関を利用すること。
- (4) 入校日及び修了日の校内への車両乗入れは、公用車のみとする。
- (5) 面会は所属長以外厳禁とする。

(14) 特別教育 指令センター員講習（第4回）

- 1 教育期間 令和4年1月18日(火)～1月21日(金) 教育日数4日
- 2 入校資格 消防指令センター業務に従事している者又は予定者（救急未資格者を含む）
- 3 入校受付 令和4年1月18日(火) 午前8時30分～9時
- 4 教育訓練科目（予定）

| 教 科 目 | 時間数 |
|---------------------|-----|
| 救急業務管理 | 2 |
| 指令員としての心構え・初動対応の重要性 | 2 |
| 通信コミュニケーション | 2 |
| 照会及び問合せ | 1 |
| 接遇・クレーム対応 | 2 |
| 医学教育・プロトコル概論 | 3 |
| 火災防ぎょ（情報聴取要領） | 2 |
| 模擬訓練（口頭指導・緊急度判定） | 4 |
| 図上訓練 | 3 |
| 事例研究 | 3 |
| 行事その他 | 4 |
| 合 計 | 28 |

5 その他

- (1) 修了者の該当消防本部（局）に対して、修了通知書を送付する。
- (2) 事例研究については別途通知する。
- (3) 登下校時はスーツ等を着用し、公共交通機関を利用すること。
- (4) 入校日及び修了日の校内への車両乗入れは、公用車のみとする。
- (5) 面会は所属長以外厳禁とする。

(15) 特別教育 実践的大規模災害対応講習（第4回）

- 1 教育期間 令和4年2月8日(火)～2月10日(木) 教育日数3日
- 2 入校資格 原則として警防業務従事者及び緊急消防援助隊の登録隊員又はその予定者
- 3 入校受付 令和4年2月8日(火) 午前8時30分～9時
- 4 教育訓練科目（予定）

| 教 科 目 | 時間数 |
|--------------------|-----|
| 実火災体験実習（ドローン講習を含む） | 3.5 |
| テロ災害における対応 | 3 |
| 多数傷病者対応訓練（救急科合同） | 7 |
| シミュレーション実習 | 2 |
| 事例研究 | 1 |
| 震災対応（受援応援体制） | 4 |
| 行事その他 | 0.5 |
| 合 計 | 21 |

- 5 その他
 - (1) 修了者の該当消防本部（局）に対して、修了通知書を送付する。
 - (2) 事例研究については別途通知する。
 - (3) 登下校時はスーツ等を着用し、公共交通機関を利用すること。
 - (4) 入校日及び修了日の校内への車両乗入れは、公用車のみとする。
 - (5) 面会は所属長以外厳禁とする。

2 消防団員教育

(1) 幹部教育 初級幹部科 (第13期)

- 1 教育期間 令和3年12月18日(土)～19日(日) 教育日数2日
- 2 入校資格 原則として班長の階級にある者
- 3 入校受付 令和3年12月18日(土) 午前9時～9時30分
- 4 教育訓練科目 (予定)

| 教 科 目 | 時間数 |
|------------------------|-----|
| 講話 | 1 |
| 訓練礼式 | 1 |
| 現場指揮 (ドローン・オフロードバイク含む) | 3 |
| 防災 | 2 |
| 防災指導要領 | 2 |
| 安全管理 | 2 |
| 行事その他 | 1 |
| 合 計 | 12 |

- 5 入校期間中の生活
原則として入校者は消防学校の宿泊棟に入寮する。
- 6 結果通知
所定の教科目を修了した場合、消防団長に修了通知書を送付する。
- 7 服装・携行品
 - (1) 受講中の服装は、消防団の活動服又は作業服とする。
 - (2) 携行品は、健康保険証、体温計、筆記用具、洗面用具 (ボディーソープ、シャンプー等)、日用品、下着類、トレーニングウェア、雨具、上履用サンダル、運動靴、編上靴又は長靴、ヘルメット、アポロキャップ及び革手袋とする。
- 8 その他
 - (1) 当該課程を修了した者には、修了証を交付する。
 - (2) 終了は、概ね午後2時とする。

(2) 幹部教育 指揮幹部科 現場指揮課程 (第8期)

- 1 教育期間 令和3年10月2日(土)～3日(日) 教育日数2日
- 2 入校資格 原則として班長以上の階級にある者
- 3 入校受付 令和3年10月2日(土) 午前9時～9時30分
- 4 教育訓練科目 (予定)

| 教 科 目 | 時間数 |
|------------------|-----|
| 講話、現場指揮 | 2 |
| 火災防ぎょ訓練 | 2 |
| 水災活動・避難誘導 | 2 |
| 安全管理 | 1 |
| 災害情報収集(ドローン講習含む) | 1 |
| 地域防災指導訓練 | 1 |
| 救助、救命訓練 | 4 |
| 行事その他 | 1 |
| 合 計 | 14 |

- 5 入校期間中の生活
原則として入校者は消防学校の宿泊棟に入寮する。
- 6 結果通知
所定の教科目を修了した場合、消防団長に修了通知書を送付する。
- 7 服装・携行品
 - (1) 受講中の服装は、消防団の活動服又は作業服とする。
 - (2) 携行品は、健康保険証、体温計、筆記用具、洗面用具(ボディーソープ、シャンプー等)、日用品、下着類、トレーニングウェア、雨具、上履用サンダル、運動靴、編上靴又は長靴、ヘルメット、アポロキャップ及び革手袋とする。
- 8 その他
 - (1) 当該課程を修了した者には、修了証を交付する。
 - (2) 現場指揮課程及び分団指揮課程の両課程を修了した者は、指揮幹部科の修了を認定し、修了証及びき章を交付する。
 - (3) 本課程は、消防団員指導員研修と同時開催とする。
 - (4) 終了は、概ね午後3時とする。

(3) 幹部教育 指揮幹部科 分団指揮課程 (第7期)

1 教育期間 令和3年12月11日(土)～12日(日) 教育日数2日

2 入校資格 原則として部長以上の階級にある者

3 入校受付 令和3年12月11日(土) 午前9時～9時30分

4 教育訓練科目 (予定)

| 教 科 目 | 時間数 |
|---------------------|-----|
| 講話 | 2 |
| 消火戦術 (常備消防との共通認識) | 1 |
| 指揮訓練 | 2 |
| 災害対応図上訓練 (避難所運営) | 2 |
| 事例研究 (グループディスカッション) | 2 |
| 行事その他 | 1 |
| 合 計 | 10 |

5 入校期間中の生活

原則として入校者は消防学校の宿泊棟に入寮する。

6 結果通知

所定の教科目を修了した場合、消防団長に修了通知書を送付する。

7 服装・携行品

- (1) 受講中の服装は、消防団の活動服又は作業服とする。
- (2) 携行品は、健康保険証、体温計、筆記用具、洗面用具 (ボディーソープ、シャンプー等)、日用品、下着類、トレーニングウェア、雨具、上履用サンダル、運動靴、編上靴又は長靴、ヘルメット、アポロキャップ及び革手袋とする。

8 その他

- (1) 当該課程を修了した者には、修了証を交付する。
- (2) 事例研究については別途通知する。
- (3) 現場指揮課程及び分団指揮課程の両課程を修了した者は、指揮幹部科の修了を認定し、修了証及びき章を交付する。
- (4) 終了は、概ね午後1時30分とする。

(4) 専科教育 警防科 (第 16 期)

- 1 教育期間 令和 4 年 3 月 5 日(土)～6 日(日) 教育日数 2 日
- 2 入校資格 団員として概ね 3 年以上の経験を有する者
- 3 入校受付 令和 4 年 3 月 5 日(土) 午前 9 時～9 時 30 分
- 4 教育訓練科目 (予定)

| 教 科 目 | 時間数 |
|-------|-----|
| 火災防ぎよ | 5 |
| 防災 | 2 |
| 安全管理 | 2 |
| 事例研究 | 2 |
| 行事その他 | 1 |
| 合 計 | 12 |

- 5 入校期間中の生活
原則として入校者は消防学校の宿泊棟に入寮する。
- 6 結果通知
所定の教科目を修了した場合、消防団長に修了通知書を送付する。
- 7 服装・携行品
 - (1) 受講中の服装は、消防団の活動服又は作業服とする。
 - (2) 携行品は、健康保険証、体温計、筆記用具、洗面用具（ボディーソープ、シャンプー等）、日用品、下着類、トレーニングウェア、雨具、上履用サンダル、運動靴、編上靴又は長靴、ヘルメット、アポロキャップ及び革手袋とする。
- 8 その他
終了は、概ね午後 2 時 00 分とする。

(5) 特別教育 災害対策講習 (第 18 回)

- 1 講習日 令和4年2月20日(日) 教育日数1日
- 2 受講資格 一般消防団員
- 3 受講受付 令和4年2月20日(日) 午前9時～9時30分
- 4 教育訓練科目 (予定)

| 教 科 目 | 時間数 |
|-------------------------|-----|
| 災害対策 (座学) | 2 |
| 災害活動訓練 (実科) (ドローン概要を含む) | 3 |
| 行事その他 | 1 |
| 合 計 | 6 |

- 5 結果通知
所定の教科目を修了した場合、消防団長に修了通知書を送付する。
- 6 服装・携行品
 - (1) 受講中の服装は、消防団の活動服又は作業服とする。
 - (2) 携行品は、健康保険証、筆記用具、雨具、上履用サンダル、編上靴又は長靴、アポロキャップ及び革手袋とする。
- 7 その他
終了は、概ね午後4時15分とする。

(6) 特別教育 女性消防団員研修会 (第4回)

- 1 講習日 令和3年7月11日(日) 教育日数1日
- 2 受講資格 女性消防団員
- 3 受講受付 令和3年7月11日(日) 午前9時～9時30分
- 4 教育訓練科目(予定)

| 教 科 目 | 時間数 |
|-----------------------|-----|
| 防災(座学) | 2 |
| 災害活動訓練(実科)(ドローン講習を含む) | 3 |
| 合 計 | 5 |

- 5 結果通知
所定の教科目を修了した場合、消防団長に修了通知書を送付する。
- 6 服装・携行品
 - (1) 受講中の服装は、消防団の活動服又は作業服とする。
 - (2) 携行品は、健康保険証、筆記用具、雨具、上履用サンダル、編上靴又は長靴、アポロキャップ及び革手袋とする。
- 7 その他
終了は、概ね午後3時40分とする。

3 入校・受講時携行品一覧表

| 携行品 教育訓練名 | | 携 行 品 | | | | | | | | | | | その他 | |
|----------------------------|------|--------------------------------|--|----------|--------------------------|-------------|--------|-----|-----|---------------|-----------|-----------------|--|------------------------------|
| | | 制服・制帽・白手袋・黒短靴 | 消防手帳・印鑑・共済組合員証 | 筆記用具・ノート | 洗面用具・日用品・体温計・上履用サンダル・常備薬 | アポロキヤップ・運動靴 | 黒又は紺靴下 | 活動服 | 救助服 | ヘルメット・編上靴・革手袋 | 防火衣一式(注2) | 基本六法(又は消防関係法規集) | | |
| 消 防 職 員 教 育 | 初任教育 | 初任科 | 注3 | ○ | ○ | ○ | 注3 | ○ | ○ | ○ | 注4 | ○ (中古可) | 国語辞典・裁縫道具 携帯ラジオ 非常食(7日分) リュックサック(注5) カップ・ライト | |
| | 幹部教育 | 初級幹部科 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 注6 | | |
| | | 中級幹部科 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 注6 | 注6 | | |
| | | 上級幹部科 | 注7 | ○ | ○ | ○ | 注7 | ○ | | | | | | |
| | 専科教育 | 警防科 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | カップ・安全带 |
| | | 予防査察・危険物科 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 注8 | | 注8 | ○ | | |
| | | 火災調査科 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 実習用長靴・カップ・ゴム手袋・パソコン(任意:調書作成) |
| | | 救急科 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | 実習用室内靴 |
| | | 救助科 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 注9 |
| | 特別教育 | 水難救助科 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | 潜水器材一式・水着 |
| | | 潜水士試験対策講習 | | | ○ | | | | | | | | | 上履用サンダル |
| | | 処置拡大追加講習 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 注10 | | | | | 実習用室内靴 |
| | | 女性消防吏員講習 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | カップ、ヘッドライト |
| | | 指令センター員講習 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | |
| | | 実践的大規模災害対応講習 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | | |
| 消 防 団 員 教 育 | 幹部教育 | 初級幹部科 | 第2教育訓練実施要領 2 消防団教育 初級幹部科(21ページ)携行品参照 | | | | | | | | | | | |
| | | 指揮幹部科 現場指揮課程 (消防団員指導員研修) | 第2教育訓練実施要領 2 消防団教育 現場指揮課程(22ページ)携行品参照 | | | | | | | | | | | |
| | | 指揮幹部科 分団指揮課程 | 第2教育訓練実施要領 2 消防団教育 分団指揮課程(23ページ)携行品参照 | | | | | | | | | | | |
| | 専科教育 | 警防科 | 第2教育訓練実施要領 2 消防団教育 警防科(24ページ)携行品参照 | | | | | | | | | | | |
| | 特別教育 | 災害対策講習 | 第2教育訓練実施要領 2 消防団教育 災害対策講習(25ページ)携行品参照 | | | | | | | | | | | |
| | | 女性消防団員研修会 | 第2教育訓練実施要領 2 消防団教育 女性消防団員研修会(26ページ)携行品参照 | | | | | | | | | | | |

- * 携行品は、所属及び氏名を記載すること。
- * 各教育訓練において、上記のほか携行品が必要となる場合別途通知する。

注1 トレーニングウェアは、長ズボンとする。なお、ハーフパンツが必要な場合は別途指示する。

注2 防火衣一式とは、防火衣、防火ズボン、防火手袋、防火帽、安全带、防火長靴のうち、所属が支給するもの。

なお、防火フードが支給されている場合は防火フードを含む。

注3 白手袋及びアポロキャップは除く。

注4 革手袋は除く。

注5 リュックサックは、65 mmホース 1本収納可能なもの。※容積は概ね70L以上



注6 カリキュラム確定後、詳細を通知する。

注7 制帽、白手袋、黒短靴及びアポロキャップは除く。

注8 必要な場合、事前に各消防本部（局）へ連絡する（予防査察・危険物科）。

注9 別途、担当より詳細を通知する。

注10 活動服は救急服とする。

4 日 課

| 日課内容 | 登校日日課 | | 通常日課 | |
|-----------|--------|--------|--------|--------|
| | 開始時間 | 終了時間 | 開始時間 | 終了時間 |
| 起床、日朝点呼準備 | ———— | ———— | 6時30分 | ———— |
| 日朝点呼及び体育 | ———— | ———— | 6時50分 | 7時20分 |
| 朝 食 | ———— | ———— | 7時30分 | ———— |
| 自室清掃、授業準備 | ———— | ———— | 7時50分 | ———— |
| 日直・寮直交代 | 9時00分 | ———— | 8時20分 | ———— |
| 通常点検(指定日) | ———— | ———— | 8時30分 | 8時50分 |
| 第1時限 | 9時20分 | 10時10分 | 9時00分 | 9時50分 |
| 第2時限 | 10時20分 | 11時10分 | 10時00分 | 10時50分 |
| 第3時限 | 11時20分 | 12時10分 | 11時00分 | 11時50分 |
| 昼 食 | 12時20分 | ———— | 12時00分 | ———— |
| 休 憩 | 12時50分 | ———— | 12時30分 | ———— |
| 第4時限 | 13時20分 | 14時10分 | 13時00分 | 13時50分 |
| 第5時限 | 14時20分 | 15時10分 | 14時00分 | 14時50分 |
| 第6時限 | 15時20分 | 16時10分 | 15時00分 | 15時50分 |
| 第7時限 | 16時20分 | 17時10分 | 16時00分 | 16時50分 |
| 夕 食 | 17時30分 | ———— | 17時20分 | ———— |
| 校内清掃 | 18時00分 | ———— | 17時50分 | ———— |
| 課外活動 | 18時20分 | ———— | 18時10分 | ———— |
| 日夕点呼 | 21時45分 | | | |
| センサーチェック | 22時20分 | | | |
| 消灯、就寝 | 22時30分 | | | |

(注) 1時限は原則として50分とする。

第 3

入校・受講手続要領

1 入校・受講手続き

(1) 入校者及び受講者の選定

消防長又は消防団長は、「第2 教育訓練実施要領」に定める入校資格及び受講資格に適合する者の中から、入校・受講の推薦者を選定し、入校・受講関係書類を提出する。

(2) 入校、退校、受講等の手続きに関する提出書類

- ア 「入校推薦書」……………【様式第1号】
- イ 「入校推薦書(消防団員用)」……………【様式第1号の2】
- ウ 「身上調書」……………【様式第2号】
- エ 「意見書」……………【様式第3号】
- オ 「入校辞退届」……………【様式第7号】
- カ 「入校辞退者・入校決定者の変更申請」……………【様式第7号の3】
- キ 「退校届」……………【様式第11号】
- ク 「通学届」……………【45ページ】
- ケ 「初任科支給品サイズ調査表」……………【46～47ページ】
- コ 「職員健康診断書(写)」……………【各所属の職員健康診断書の写し】

(3) 入校・受講手続き事務

ア 入校・受講関係書類は、別紙1「入校・受講手続一覧表」(33ページ)による入校書類受付締切日(入校日の約2か月前)までに、消防学校へ郵送すること。

イ 入校及び受講の推薦がない科及び講習については、メール、FAX等でその旨を連絡する。

(4) 入校決定及び受講承認

学校長は、入校・受講関係書類を審査のうえ、「入校決定通知書」を消防長又は消防団長に通知する。(入校日の約1か月前)

(5) 入校決定後の辞退及び入校予定者の変更

入校決定後に該当者が出た場合、速やかに当校に連絡するとともに「入校辞退届」又は「入校辞退者・入校決定者の変更申請」を提出する。

なお、入校予定者の変更については、以下の期限までとし、やむを得ない場合に限り変更を認める。

ア 消防職員教育の場合、初任教育は入校日1か月前まで、専科教育等は入校日2日前までとする。

イ 消防団員教育の場合は、入校前日の正午までとする。

(6) 入校・受講経費の手続き

入校・受講経費は、別紙2「入校・受講経費一覧表」(34ページ)を確認し、納入期限(入校日の約10日前)までに納入する。

2 入校者への周知

消防本部等の入校事務担当者は、入校予定者に対して次の事項について周知する。

- (1) 教育訓練実施要領(6～26ページ)に該当する科(講習)の記載事項を確認し、「入校・受講時携行品一覧表」(27ページ)に基づく携行品等を持参し入校する。

- (2) 入校・受講前に宅配便で荷物を発送する場合、入校・受講日前日（休校日を除く。）の午前を指定し、所属、氏名、教育訓練名又は講習名を記載する。

(注) 荷物を発送する場合は、事前連絡する。

- (3) 原則として、公用車以外の自家用車等による送迎及び校内への乗り入れは禁止する。
(4) 登下校時の服装は、スーツ等を着用し、学生にふさわしい服装とする。
(5) 学生に対しての面会は、所属長以外は厳禁とする。
(6) 初任教育において、6月に危険物取扱者試験乙種第4類の受験をするので、次のものを入校時に持参させること。

なお、甲種及び乙種全類取得者を除く。

(注) 受験申請は、入校後に団体受験扱いにより消防学校で一括して申請する。

ア 試験手数料（乙種 4,600 円）

(注) 乙種第4類の既取得者についても、乙種第1、2、3、5、6類を受験するので、その試験手数料及び既得免状を持参する。

イ 受験票貼付用写真（1枚）

- (ア) 縦 4.5cm×横 3.5cm であること。
(イ) 無帽、無背景、正面、上三分身像であること。
(ウ) 試験日前6か月以内に撮影したものであること。
(エ) 枠無し、鮮明なものであること。

3 入校・受講関係書類提出上の注意事項

- (1) 「入校推薦書」【様式第1号又は様式第1号の2】

- ア 消防本部（局）名又は消防団名は、条例に規定する名称を正確に記載する。
イ 年齢上位の者から記載する。
ウ 氏名欄は戸籍上の正式な氏名を記載する。

- (2) 「身上調書」【様式第2号】

- ア 必ず、本人が記載する。
イ 消防本部名は、条例に規定する本部の名称を正確に記載する。
ウ 写真2枚（デジタルカメラ可）、制服着用（初任科は私服でも可）、脱帽、上半身のみ。最近6か月以内に撮影したもの（縦 30 mm×横 24 mm）の裏面に所属及び氏名を記載し、1枚は身上調書に貼付し、1枚は同封する。

エ [役職名記載例]

〇〇課長、〇〇係長、〇〇係主任、〇〇係員、主幹、主査、主任等

(注) 課制、係制のない署・出張所等で職名がない場合は、署員・出張所員と記載する。

- オ 年齢は、入校日を基準とする。
カ 最終学歴は、学校名、学部、学科を初任科のみ記載する。
キ 職歴・家族の状況は、初任科のみ記載する。
ク 業務別従事期間は、実際に業務として勤務した主務期間について記入する。
ケ 現所属部署は、担当係名まで記載する。
コ 消防学校歴は、初任科を含めすべての教育訓練の年度、名称、期別について記載する。

- (3) 「意見書」【様式第3号】

次に、該当する場合のみ提出する。

- ア 「特記事項」欄については、次の事項に該当する場合は記載する。
- (ア) 入校資格に「原則として・・・」と規定している階級その他から外れている。
 - (イ) 初任科、水難救助科及び救助科の入校予定者で、健康診断書結果が、**要再検査、要精密検査、要受診又は要治療継続である者**
 - (ウ) 医師から運動制限等の指導等を受けておりランニング不可、食物アレルギーその他の事情により、入校予定者に対して特に配慮してもらいたい事項がある。
 - (エ) 昇任試験を受験させるため欠席する。
 - (オ) 葬儀、出産、育児、介護等により、入校推薦時に欠席しなければならない事情が予想される者
- イ 「推薦理由」欄は、アに該当する者を入校させる推薦理由を記載する。
- (4) 「職員健康診断書（写）」
- ア **初任科、水難救助科及び救助科に限る。**
なお、原則として、**入校日1年以内**に実施したものを提出する。
また、医師による**心電図検査結果**を含む。
- イ **水難救助科は、健康診断項目に耳鼻を追加する。**
(耳抜きが正常に出来る場合は、意見書への記載で可とする。)

入校・受講手続一覧表

別紙 1

| 教育訓練名 | 入校日 | 入校書類受付締切日 | 入校決定通知 | 入校関係書類 | | | | |
|------------------|---------------|---------------|-----------|--------|-----|-----|----------|------------------|
| | | | | 入校推薦書 | 身調書 | 意見書 | 健康診断書(写) | その他 |
| 初任科 第92期 | 令和3年4月6日(火) | 令和3年1月15日(金) | 令和3年3月上旬 | ○ | ○ | ○ | ○ | 支給品サイズ調査票 |
| 水難救助科 第29期 | 令和3年6月29日(火) | 令和3年4月29日(木) | 令和3年5月下旬 | ○ | ○ | | ○ | 健康診断(耳鼻追加) |
| 上級幹部科 第20期 | 令和3年9月29日(水) | 令和3年7月30日(金) | 令和3年8月下旬 | ○ | ○ | | | |
| 潜水士試験対策講習 第17回 | 令和3年10月1日(金) | 令和3年8月6日(金) | 令和3年9月上旬 | ○ | ○ | | | |
| 救助科 第38期 | 令和3年10月4日(月) | 令和3年8月6日(金) | 令和3年9月上旬 | ○ | ○ | | ○ | |
| 初級幹部科 第23期 | 令和3年10月18日(月) | 令和3年8月20日(金) | 令和3年9月中旬 | ○ | ○ | | | |
| 中級幹部科 第35期 | 令和3年11月2日(火) | 令和3年9月3日(金) | 令和3年10月上旬 | ○ | ○ | | | |
| 女性消防吏員講習 第4回 | 令和3年11月24日(水) | 令和3年9月24日(金) | 令和3年10月下旬 | ○ | ○ | | | |
| 処置拡大追加講習 第7回 | 令和3年11月30日(火) | 令和3年10月1日(金) | 令和3年10月下旬 | ○ | ○ | | | 薬剤投与資格を証明する書類の写し |
| 警防科 第16期 | 令和3年12月9日(木) | 令和3年10月8日(金) | 令和3年11月中旬 | ○ | ○ | | | |
| 火災調査科 第46期 | 令和3年12月13日(月) | 令和3年10月15日(金) | 令和3年11月中旬 | ○ | ○ | | | |
| 救急科 第31期 | 令和4年1月11日(火) | 令和3年10月8日(金) | 令和3年11月中旬 | ○ | ○ | | | |
| 指令センター一員講習 第4回 | 令和4年1月18日(火) | 令和3年11月19日(金) | 令和3年12月中旬 | ○ | ○ | | | |
| 実践的大規模災害対応講習 第4回 | 令和4年2月8日(火) | 令和3年12月3日(金) | 令和4年1月上旬 | ○ | ○ | | | |
| 予防査察・危険物科 第6期 | 令和4年3月2日(水) | 令和3年12月24日(金) | 令和4年2月上旬 | ○ | ○ | | | |
| 女性消防団員研修会 第4回 | 令和3年7月11日(日) | 令和3年5月14日(金) | 令和3年6月中旬 | ○ | | | | |
| 現場指揮課程 第8期 | 令和3年10月2日(土) | 令和3年7月30日(金) | 令和3年9月上旬 | ○ | | | | |
| 分団指揮課程 第7期 | 令和3年12月11日(土) | 令和3年10月8日(金) | 令和3年11月中旬 | ○ | | | | |
| 初級幹部科 第13期 | 令和3年12月18日(土) | 令和3年10月8日(金) | 令和3年11月中旬 | ○ | | | | |
| 災害対策講習 第18回 | 令和4年2月20日(日) | 令和3年12月17日(金) | 令和4年1月下旬 | ○ | | | | |
| 警防科 第16期 | 令和4年3月5日(土) | 令和4年1月7日(金) | 令和4年2月上旬 | ○ | | | | |

※第3入校・受講手続必要領3(3)意見書を該当者は提出

令和3年度 入校・受講経費一覧表

| 教育種別 (訓練実施期間) | 納入期限 | 合計 | 内 訳 | | | | |
|--------------------------------|------|----------------|-----------|-----------|--------|--------|---------|
| | | | 図書 教材費 | 視察 研修費 | 共益費 | 食費 | |
| 初任科 (4月6日～9月24日) | 第92期 | 令和3年4月16日 (金) | 284,020 | 96,200 | 33,000 | 29,500 | 125,320 |
| 水難救助科 (6月29日～7月16日) | 第29期 | 令和3年6月18日 (金) | 69,160 | 40,200 | 8,900 | 3,260 | 16,800 |
| 上級幹部科 (9月29日～10月1日) | 第20期 | 令和3年9月17日 (金) | 13,420 | 7,910 | 0 | 2,430 | 3,080 |
| 潜水士試験対策講習 (10月1日) | 第17回 | 令和3年9月17日 (金) | 5,090 | 4,400 | 0 | 190 | 500 |
| 救助科 (10月4日～10月29日) | 第38期 | 令和3年9月24日 (金) | 53,030 | 14,260 | 10,190 | 4,780 | 23,800 |
| 初級幹部科 (10月18日～10月29日) | 第23期 | 令和3年10月8日 (金) | 25,830 | 11,330 | 0 | 3,350 | 11,150 |
| 中級幹部科 (11月2日～11月12日) | 第35期 | 令和3年10月22日 (金) | 26,990 | 11,730 | 3,140 | 2,960 | 9,160 |
| 女性消防吏員講習 (11月24日～11月26日) | 第4回 | 令和3年11月12日 (金) | 9,020 | 3,300 | 0 | 2,640 | 3,080 |
| 処置拡大追加講習 (11月30日～12月3日) | 第7期 | 令和3年11月12日 (金) | 16,030 | 10,090 | 0 | 1,630 | 4,310 |
| 警防科 (12月9日～12月24日) | 第16期 | 令和3年11月26日 (金) | 51,500 | 27,970 | 6,110 | 3,670 | 13,750 |
| 火災調査科 (12月13日～12月24日) | 第46期 | 令和3年12月3日 (金) | 59,330 | 44,360 | 0 | 3,540 | 11,430 |
| 救急科 (1月11日～3月3日) | 第31期 | 令和3年11月26日 (金) | 71,930 | 28,290 | 0 | 7,280 | 36,360 |
| 指令センター員講習 (1月18日～1月21日) | 第4回 | 令和4年1月7日 (金) | 12,530 | 5,500 | 0 | 2,640 | 4,390 |
| 実践的大規模災害対応講習 (2月8日～2月10日) | 第4回 | 令和4年1月28日 (金) | 7,930 | 3,000 | 0 | 1,890 | 3,040 |
| 予防査察・危険物科 (3月2日～3月18日) | 第6期 | 令和4年2月18日 (金) | 62,300 | 40,740 | 3,060 | 3,970 | 14,530 |
| 女性消防団員研修会 (7月11日) | 第4回 | 令和3年6月25日 (金) | 720 | 210 | 0 | 40 | 470 |
| 指揮幹部科現場指揮課程 (10月2日～10月3日) | 第8期 | 令和3年9月17日 (金) | 3,410 | 320 | 0 | 1,350 | 1,740 |
| 指揮幹部科分団指揮課程 (12月11日～12月12日) | 第7期 | 令和3年11月26日 (金) | 3,410 | 320 | 0 | 1,350 | 1,740 |
| 初級幹部科 (12月18日～12月19日) | 第13期 | 令和3年12月3日 (金) | 3,650 | 320 | 0 | 1,460 | 1,870 |
| 災害対策講習 (2月20日) | 第18回 | 令和4年2月4日 (金) | 700 | 210 | 0 | 20 | 470 |
| 警防科 (3月5日～3月6日) | 第16期 | 令和4年2月18日 (金) | 3,440 | 320 | 0 | 1,380 | 1,740 |

(1人当たり 単位:円)

* 食事単価(税込) 朝食:330円、昼食:450円、夕食:490円、校外食:原則870円(予算範囲内で対応)

* 初任科の実務研修(5日)、夏季休暇(3日)及び救急科病院実習(3日)は、食数に含めていません。

* 処置拡大追加講習は入校前に教材を配布する必要があるため、早い納入期限を設定しています。

○入校・受講経費の納入

入校経費は、消防本部、消防団又は市町ごと一括して、納入期限までに指定口座へ納入してください。

【指定口座】

静岡銀行 興津支店 普通 0341030 静岡県消防学校 学生会計 ※口座名省略不可

* 入校・受講経費の請求書及び領収書は、原則として発行しません。

ただし、会計上特に必要な場合は、その旨を総務課へお知らせください。

* 入校・受講経費は、原則として返金はしません。ただし、入校辞退・退校の場合はその時期によって、発注済みでない内訳額の返金に応じます。

第 4

入校関係書類

入 校 推 薦 書

年 月 日

静岡県消防学校長 様

消防本部名

任命権者名

静岡県消防学校教育訓練規程第14条の規定に基づき、消防職員 教育

科・講習（第 期・回）の学生として下記の者を推薦します。

記

| | 階 級 | 氏 名 <small>(ふりがな)</small> | | 階 級 | 氏 名 <small>(ふりがな)</small> |
|---|-----|------------------------------|----|-----|------------------------------|
| 1 | | | 6 | | |
| 2 | | | 7 | | |
| 3 | | | 8 | | |
| 4 | | | 9 | | |
| 5 | | | 10 | | |

入 校 推 薦 書（消防団員用）

年 月 日

静岡県消防学校長 様

消防団名

団 長 名

静岡県消防学校教育訓練規程第14条の規定に基づき、消防団員 教育

科 課程・講習(第 期・回) の学生として下記の者を推薦します。

記

| 階 級 | 氏 名 <small>(ふりがな)</small> | 生 年 月 日 年 齡 ・ 性 別 | 連 絡 先 |
|-----|------------------------------|----------------------|-----------------|
| | | | 食物アレルギーが有る場合の内容 |
| 1 | | 年 月 日 (歳) 男 ・ 女 | TEL () - |
| 2 | | 年 月 日 (歳) 男 ・ 女 | TEL () - |
| 3 | | 年 月 日 (歳) 男 ・ 女 | TEL () - |
| 4 | | 年 月 日 (歳) 男 ・ 女 | TEL () - |
| 5 | | 年 月 日 (歳) 男 ・ 女 | TEL () - |

※年齢は、入校日を基準とする。

事務担当課(係)名

担 当 者 職 氏 名

電 話 番 号

メー ル ア ド レ ス

継続紙

| | 階 級 | (ふりがな) 氏 名 | 生年月日 年齢・性別 | 連絡先 | |
|--|-----|---------------|-------------------|-----------------|---|
| | | | | 食物アレルギーが有る場合の内容 | |
| | | | 年 月 日 (歳) 男・女 | TEL () | — |
| | | | 年 月 日 (歳) 男・女 | TEL () | — |
| | | | 年 月 日 (歳) 男・女 | TEL () | — |
| | | | 年 月 日 (歳) 男・女 | TEL () | — |
| | | | 年 月 日 (歳) 男・女 | TEL () | — |
| | | | 年 月 日 (歳) 男・女 | TEL () | — |
| | | | 年 月 日 (歳) 男・女 | TEL () | — |
| | | | 年 月 日 (歳) 男・女 | TEL () | — |
| | | | 年 月 日 (歳) 男・女 | TEL () | — |
| | | | 年 月 日 (歳) 男・女 | TEL () | — |
| | | | 年 月 日 (歳) 男・女 | TEL () | — |
| | | | 年 月 日 (歳) 男・女 | TEL () | — |

身 上 調 書

令和 年 月 日記入（表）

| | | | | | | | | |
|---|---|-----|------|-----|--------|------|---|---|
| 科 別 | 科・講習 第 期・回 | | | | | | 写 真 ・上半身 ・脱帽 ・制服着用 ・縦 30 mm ・横 24 mm | |
| 消防本部名 | | | | | | | | |
| 階 級 | 役 職 名 | | | | | | | |
| (ふりがな) 氏 名 | 生年月日 年 月 日(歳)(男・女) | | | | 血液型 | 型 | | |
| 住 所 | 〒 _____ TEL () - _____ | | | | | | | |
| 緊急連絡先 (住所・氏名(関係)) | 〒 _____ TEL () - _____ | | | | | | | |
| 共済組合員証番号 | 記 号 | | | 番 号 | | | | |
| 最終学歴 (初任科のみ) <small>(学校名・学部・学科)</small> | | | | | | | | |
| 職 歴 (初任科のみ) | 会社名 自 年 月 日 ~ 至 年 月 日 | | | | | | | |
| 拝命年月日 | 年 月 日 拝命 | | | | | | | |
| 業務別従事期間 | 業務区分 | | 主務期間 | | 業務区分 | | 主務期間 | |
| | 本 部 | 総務 | 年 | 月 | 署 所 | 警防隊員 | 年 | 月 |
| | | 警防 | | | | 救急隊員 | | |
| | | 予防 | | | | 救助隊員 | | |
| | | その他 | | | | その他 | | |
| 合計 | | | | | | 年 | 月 | |
| 所属部署 (担当係) | 自 年 月 配属 | | | | | | | |
| 消防学校歴 | 年度 初任 (科) ・ 課程 ・ 講習) 第 (期) ・ 回) 年度 (科 ・ 課程 ・ 講習) 第 (期 ・ 回) 年度 (科 ・ 課程 ・ 講習) 第 (期 ・ 回) 年度 (科 ・ 課程 ・ 講習) 第 (期 ・ 回) 年度 (科 ・ 課程 ・ 講習) 第 (期 ・ 回) 年度 (科 ・ 課程 ・ 講習) 第 (期 ・ 回) | | | | | | | |

- ※ 入校者本人が記入すること。
- ※ 年齢は入校日、また業務別従事期間は入校月を基準とする。
- ※ 個人情報の一部について（本部名、氏名、階級、年齢）は、学生名簿作成のため使用し、名簿は学生及び学校関係者に配布します。

| | | | | |
|--|---|----|----|----|
| 免許・資格 | ※ 該当するものに○印を記入し、種類等を記載すること。 | | | |
| | 自動車運転免許（普通・普通<AT限定>・中型・大型） | | | |
| | 救急救命士免許（免許登録番号）・受験資格 有 | | | |
| | 看護師免許 | | | |
| | 危険物取扱者免状（種類） | | | |
| | 消防設備士免状（種類） | | | |
| | 潜水士免許 | | | |
| | 陸上特殊無線技士免許（種類） | | | |
| | 移動クレーン（5ト未満・5ト以上） | | | |
| | 玉掛技能講習 | | | |
| | 第2種酸素欠乏危険作業主任者 | | | |
| | 防火対象物点検資格者 | | | |
| | 消防設備点検資格者 | | | |
| | 防火管理者 | | | |
| | 応急手当指導員 | | | |
| | 予防技術資格者（防火査察・消防用設備等・危険物） | | | |
| | JPTEC 資格状況【プロバイダー・インストラクター】 認定番号 認定年月日 | | | |
| 家族の状況 (初任科のみ) | 氏名 | 続柄 | 年齢 | 職業 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 食物アレルギー について 有・無 (いずれかに○) | <有の場合、以下のことについて詳細に記入すること> 1 食品、材料名： 2 必要となる配慮： (アレルギーの除去、調味料の制限、コンタミネーション対応の必要性等) 3 発症する症状： 4 エピペンの所持（有・無）、使用歴（有・無） ※コンタミネーションとは…食品を生産する際、原材料として使用していないにもかかわらず、調理機器等に付着したアレルギー物質が微量混入してしまうこと。 | | | |
| 備考 | | | | |

意見書

| 科 別 | 科・講習 第 期・回 |
|------|------------|
| 氏 名 | |
| 特記事項 | |
| 推薦理由 | |

次の事項に該当する場合に記載すること。「なし」の場合は、提出しなくてよい。

- *入校資格に「原則として・・・」と規定している階級その他から外れている。
- *入校期間中に通院その他の理由により、欠席又は外出（外泊）する。
- *昇任試験等により、予め欠席することが明らかな場合など、入校者に対し特に配慮してもらいたい事項がある。

入 校 辞 退 届

年 月 日

静岡県消防学校長 様

消防本部（団）名

任命権者（団長）名

消防職員（団員） 教育 科・講習 第 期・回の入校生として入校決定を受けた下記の者について、静岡県消防学校教育訓練規程第17条第1項の規定に基づき入校を辞退します。

記

| 階 級 | (ふりがな) 氏 名 | 辞 退 理 由 |
|-----|---------------|---------|
| | | |

※ 辞退者が複数である場合、表の行を増やし記載する。

入校辞退者・入校決定者の変更申請

年 月 日

静岡県消防学校長 様

消防本部（団）名

任命権者（団長）名

消防職員（団員） 教育 科・講習（第 期・回）の入校生として、
年 月 日付け消学教第 号により入校決定を受けた下記の職員（団員）
について、止むを得ない理由が生じたので、入校を辞退し新たな職員（団員）
の入校を申請いたします。

記

1 辞退する職員（団員）

階級 氏名

辞退理由

2 新たに入校推薦する職員（団員）

階級 氏名

生年月日 年 月 日（ 歳） 男・女

連絡先 Tel（ ） -

食物アレルギーが有る場合の内容（ ）

※ 辞退理由は具体的に記載すること。

※ 辞退理由について関連資料等がある場合、添付すること。

※ 辞退者が複数である場合、表としてもよい。

※ 新たに入校推薦する消防職員については、身上調書等を添付すること。

退 校 届

消防職員（団員） 教育 科・講習（第 期・回）に入校中の
学生は、下記の理由により退校したいので、静岡県消防学校教育訓練規程第
24 条第 1 項に基づき退校届を提出します。

記

所 属

階 級

氏 名

退校理由

静岡県消防学校長 様

年 月 日

消防本部名

任命権者名

印

(用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

通 学 届

消防職員 教育 科・講習 (第 期・回) について、下記のとおり公共交通機関以外を利用して通学するので提出します。

記

- 1 氏名
- 2 期間
- 3 通学手段
- 4 理由
- 5 車両

静岡県消防学校長 様

年 月 日

消防本部名

任命権者名

印

(用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

初任科支給品サイズ調査表

消防本部名 _____

| 氏名 | 品名 | トレーニングウェア | | Tシャツ | ハーフパンツ | 編上靴 | 革手袋 | 備考 |
|----|----|-----------|---|------|--------|-----|-----|----|
| | | 上 | 下 | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

注 下記サイズ基準表を確認し、記入すること。

- 1 トレーニングウェア、Tシャツ、ハーフパンツ及び革手袋はS～XOで記入し、編上靴は0.5cm単位で記入すること。

なお、支給時における編上靴のサイズ変更はできないので、所属で支給される編上靴のサイズを参考に記入すること。

- 2 サイズ基準表

概ね次の基準により、記入すること。

(単位 cm)

| | S | M | L | O | XO |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 身長 | 162～168 | 167～173 | 172～178 | 177～183 | 182～188 |
| 胸囲 | 85～91 | 89～95 | 93～99 | 97～103 | 101～107 |
| ウエスト | 71～77 | 75～81 | 79～85 | 83～89 | 87～93 |
| 太股 | 48～53 | 50～55 | 52～57 | 54～59 | 57～62 |

※ 上記表に該当しない場合は、調査表に実寸を記入すること。

第 5

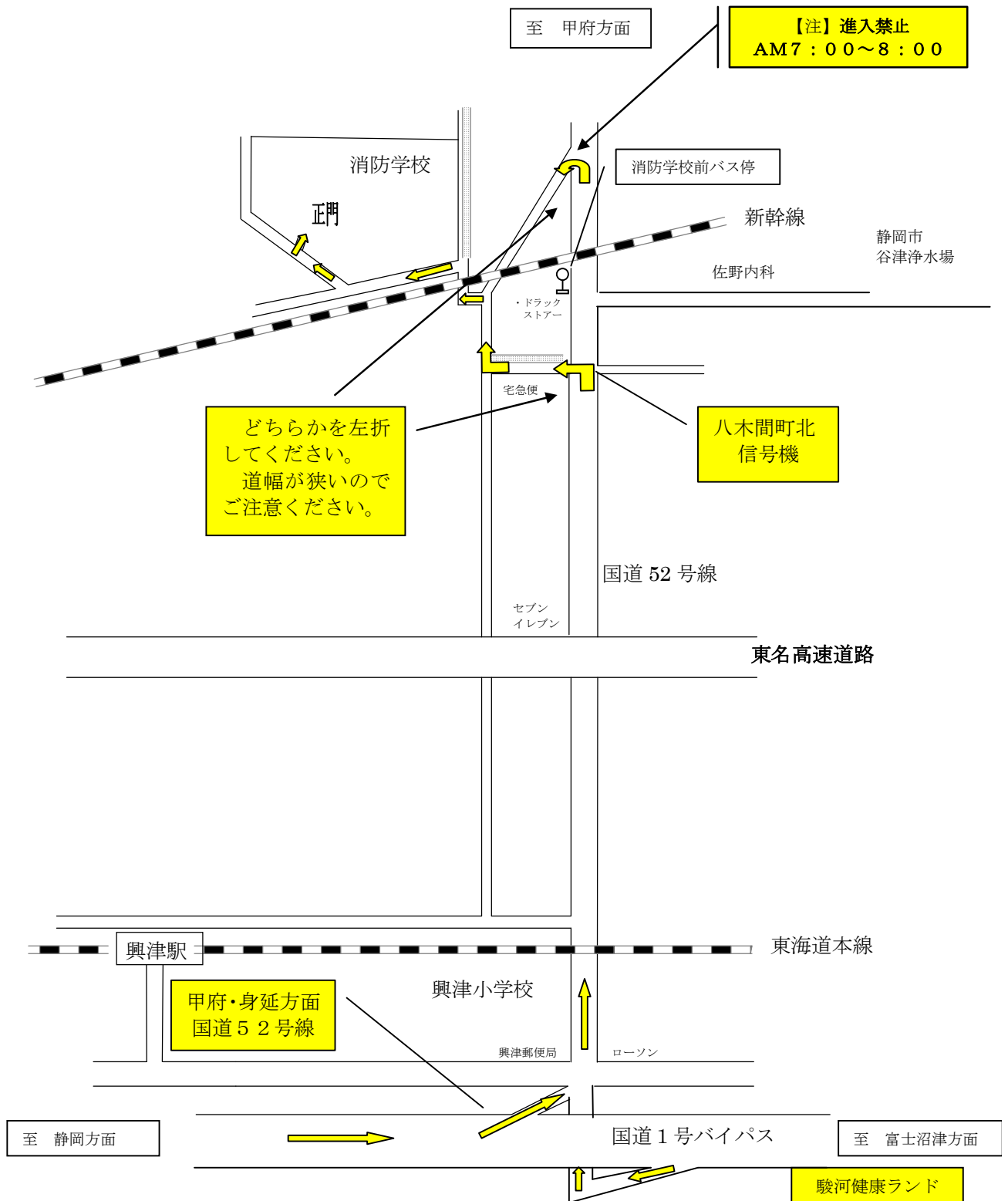
令和元年度教育訓練実績

令和元年度教育訓練実績

| 区分 | 教育科 | | | 実施年月日 | 実施日数 (実日数) |
|---------------|-------------------|----------------------------|----------------|---|---------------|
| 消防職員 | 初任教育 | 初任科 | 第90期 | 平成31年4月4日～令和元年9月27日 | 115 |
| | 幹部教育 | 上級幹部科 | 第18期 | 令和元年12月3日～12月5日 | 3 |
| | | 中級幹部科 | 第33期 | 令和元年10月23日～11月1日 | 8 |
| | | 初級幹部科 | 第21期 | 令和元年11月11日～11月22日 | 10 |
| | 専科教育 | 救助科 | 第36期 | 令和元年10月3日～11月1日 | 20 |
| | | 警防科 | 第14期 | 令和元年11月12日～11月27日 | 12 |
| | | 予防査察・危険物科 | 第4期 | 令和元年12月2日～12月18日 | 13 |
| | | 救急科 | 第29期 | 令和2年1月7日～2月27日 | 36 |
| | | 火災調査科 | 第44期 | 令和2年3月2日～3月13日 | 10 |
| | 特別教育 | 水難救助科 | 第27期 | 令和元年7月16日～8月2日 | 14 |
| | | 潜水士試験対策講習 | 第15回 | 令和元年10月8日 | 1 |
| | | ビデオ喉頭鏡講習 | 第18～20回 | 令和元年10月3・9・10日 | 3 |
| | | 処置拡大追加講習 | 第5回 | 令和元年11月5日～11月8日 | 4 |
| | | 女性消防吏員講習 | 第2回 | 令和元年10月16日～10月17日 | 2 |
| | | 指令センター員講習 | 第2回 | 令和元年11月5日～11月7日 | 3 |
| 実践の大規模災害対応講習 | | 第2回 | 令和元年7月30日～8月1日 | 3 | |
| 小計(A) | | | | | 257 |
| 消防団員 | 幹部教育 | 初級幹部科 | 第11期 | 令和元年10月26日～10月27日 | 2 |
| | | 指揮幹部科現場指揮課程 (消防団員指導員研修) | 第6期 | 令和元年11月9日～11月10日 | 2 |
| | | 指揮幹部科分団指揮課程 | 第5期 | 令和元年12月7日～12月8日 | 2 |
| | 専科教育 | 警防科 | 第14期 | 令和元年10月19日～10月20日 | 2 |
| | 特別教育 | 災害対策講習 | 第16回 | 令和元年11月17日 | 1 |
| 女性消防団員研修会 | | 第2回 | 令和元年11月24日 | 1 | |
| 小計(B) | | | | | 10 |
| その他 | 県消防協会各支部教育訓練指導員研修 | | | 令和2年3月14日～15日 (新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止) | 0 |
| | 県新規採用職員危機管理講座 | | | 令和元年9月30日～10月2日(3回) | 3 |
| | 民間防火組織指導者消防学校体験入校 | | | 令和元年11月29日 | 1 |
| | 「県民の日」消防学校訓練体験 | | | 令和元年8月21日 | 1 |
| | 女性消防団員勉強会 | | | 令和元年7月6日 | 1 |
| 小計(C) | | | | | 6 |
| 合計(A)+(B)+(C) | | | | | 273 |

| 実施時間 | 受講人数 | 受講者対象者 | 備考 |
|-------|-------|--|-------|
| 801 | 128 | 消防士 128 (※退校1) | 修了127 |
| 21 | 12 | 消防監 1、司令長 8、司令 3 | |
| 56 | 19 | 消防司令 17、司令補 2 | |
| 70 | 10 | 消防司令補 10 | |
| 140 | 42 | 消防士長 19、副士長 14、消防士 9 | |
| 84 | 38 | 消防司令補 24、士長 13、副士長 1 | |
| 91 | 41 | 消防司令補 3、士長 28、副士長 6、消防士 4 | |
| 252 | 121 | 消防司令補 3、士長 36、副士長 25、消防士 57 | |
| 70 | 55 | 消防司令補 17、士長 23、警察官 15 (※退校1) | 修了54 |
| 98 | 26 | 消防士長 10、副士長 8、消防士 8 | |
| 7 | 24 | 消防士長 2、副士長 4、消防士 18 | |
| 21 | 70 | 消防司令 1、司令補 12、士長 38、副士長 9、消防士 10 | |
| 28 | 92 | 消防司令 2、司令補 32、士長 41、副士長 14、消防士 3 | |
| 14 | 10 | 消防司令 1、士長 3、副士長 4、消防士 2 | |
| 21 | 14 | 消防司令補 7、士長 5、副士長 1、消防士 1 | |
| 21 | 19 | 消防司令 2、司令補 10、士長 5、副士長 2 | |
| 1,795 | 721 | | |
| 12 | 47 | 副本部長2、分団長6、部長7、班長30、団員2 | |
| 14 | 80 | 本部長2、副本部長4、分団長5、副分団長10、部長13 (※欠校1)、班長38 (※退校1)、団員8 | 修了78 |
| 10 | 58 | 本部長8、副本部長5、分団長12 (※欠校1)、副分団長8、部長17、班長7、団員1 | 修了57 |
| 12 | 66 | 副本部長2、分団長7 (※欠校1)、副分団長5、部長5、班長15、団員32 (※欠校1) | 修了64 |
| 6 | 71 | 本部班長1、分団長12、部長7、班長16、団員35 | |
| 5 | 43 | 本部長2、分団長1、副分団長5、部長3、班長4、団員28 | |
| 59 | 365 | | |
| 0 | 0 | | |
| 21 | 235 | 県新規採用職員 | |
| 5 | 79 | 幼年・少年消防クラブの指導員、民間防火団体の役員等 | |
| 3 | 148 | | |
| 5 | 100 | 静岡県女性消防団員連絡協議会 | |
| 34 | 562 | | |
| 1,888 | 1,648 | | |

消防学校案内図



・ J R 興津駅よりタクシーで約10分 (距離 2.6Km)

・ 静鉄バス利用の場合 興津駅より「^{ただぬま}但沼車庫行き」約10分(240円)、消防学校前下車 徒歩 5分